

令和2年 11月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和2年11月20日 午後2時10分 日光市役所東庁舎 第3・4会議室

出席農業委員 10名

1番 福田 絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子
5番 高橋久美子 6番 江連一彦 8番 柴田美代子 9番 吉原廣康
10番 星 一徳 11番 増 淵 勝

欠席農業委員 7番 田 井 哲

出席推進委員 18名

12番 川村 耕一 13番 渡邊清美 14番 齋藤 薫 15番 福田隆徳
16番 加藤 英利 17番 早川文子 18番 小池 毅 19番 柏木 武
20番 神山 順治 21番 福田重勝 22番 岡部正一郎 23番 八木澤 清
24番 福田 正文 25番 高村 充 27番 谷野三枝 28番 福田登美子
30番 神山 隆治 31番 福田 吉男

欠席推進委員 32番 阿久津正信

傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第26号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第27号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第28号 農地法第18条(通知)について
- 第6 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第63号 日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について
- 第8 議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第9 議案第65号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 第10 議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第11 議案第67号 非農地証明願について
- 第12 議案第68号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について
- 第13 議案第69号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

なお、田井哲委員から、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。また、推進委員の阿久津正信委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては、19名中18名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星 一 徳 議 長

ただ今から、令和2年11月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

大変恐縮ですが資料の訂正をお願いいたします。総会資料18ページの最上段左側に「議案第73号」とありますが、正しくは「議案第63号」ですので「第63号」に訂正をお願いします。
(議事日程を朗読)

星 一 徳 議 長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名したいと思っております。11番増淵勝委員、1番福田絹江委員のご両名を指名いたします。
なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の赤松主幹を指名いたします。

星 一 徳 議 長

日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし。」との声あり)
異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。
それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長

日程第3、報告第26号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(川村光代主任挙手)

川 村 光 代 主 任

はい、川村主任お願いします。
総会資料1ページをお開きください。報告第26号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の4条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。申請人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和2年10月20日。なお、2番につきましては3,000平米以上の案件ということで、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、許可相当との意見をいただいております。許可日および指令番号につきましては、1番が令和2年10月20日、日農委指令第4-3号また2番につきましては、令和2年10月28日、日農委指令第4-4号で許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」との声あり)
よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。
日程第4、報告第27号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

川村光代主任

はい、川村主任お願いします。

総会資料2ページをお開きください。報告第27号「農地法第5条の規定による許可書の交付についてご説明いたします。先月の5条申請は7件ございました。許可書につきましても7件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和2年10月20日。許可日および指令番号につきましては、令和2年10月20日、日農委指令第5-29号から35号で許可書を発行しております。続きまして総会資料4ページをお開きください。本案件は、9月18日の総会で継続審議となり10月20日の総会で再審議となった案件でございます。許可日及び指令番号につきましては、令和2年10月20日、日農委指令第5-36号で許可書を発行しております。以上でございます。

星一徳議長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは次に移ります。

日程第5、報告第28号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

大島尚美副主幹

はい、大島副主幹お願いします。

報告第28号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。総会資料は5ページから15ページまでとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人、借人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。今月は16件あります。申請番号1番が農地法第3条に関する案件になり、残りの15件が利用権の解約です。また、申請番号2番から4番までの3件が農業委員会扱い、5番から16番までの12件が日光市農業公社扱いに関する案件となります。以上ご報告いたします。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは次に移ります。

日程第6、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は担い手育成部会が担当しております。吉原廣康部会長から全体の説明をお願いいたします。

(吉原廣康農業委員挙手)

吉原廣康農業委員

はい、吉原部会長。

11月18日、担い手育成部会において現地調査を行いました。班体制ですが、第1班は私吉原と齋藤薫委員、小池毅委員、岡部正一郎委員、事務局より沼尾事務局長、川村主任。第2班は石下富士男副部会長、神山順治委員、谷野三枝委員、星会長、事務局より赤松係長、鯉沼主査です。議案の発表者を紹介いたします。農地法第3条の1番を神山委員、2番から4番までを石下副部会長、5番を小池委員。続きまして、議案第63号を神山委員お願いします。農

地法第4条の1番が私吉原です。2番と3番が岡部委員です。議案第65号は事務局。農地法第5条の1番が小池委員、2番が谷野委員、3番が齋藤委員、4番が神山委員。非農地証明の1番が神山委員、2番が小池委員、3番が岡部委員、4番から6番までが谷野委員、7番が齋藤委員、以上になります。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは3条の1番について審議を進めてまいります。担当委員の報告を求めます。

(神山順治推進委員挙手)

神山順治推進委員

はい、神山推進委員。

私は議案第62号の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明ですが、本申請は日光市中小来川地内、日光市小来川地区センターから南西へ約200メートルに位置した場所です。小来川地区センター前の交差点から県道を南西に100メートルほど進んだ左手に申請地があります。登記簿地目及び現況ともに畑となっております。契約内容は贈与です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻、サツマイモなどの野菜を作付けしています。今回の譲渡人は矢板に住んで居る兄ですが、やはり現地が遠いという事で近くに住んで居る妹に贈与して管理して欲しいという事になったようです。譲受人は農地取得後も季節の野菜の栽培を行う予定です。農地法第3条第2号の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは現地調査後の検討・協議の結果について石下副部長から報告願います。

(石下富士男農業委員挙手)

石下富士男農業委員

はい、石下副部長。

この申請の契約内容は説明があったとおり贈与になります。許可要件を全て満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

柴田美代子農業委員

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号1番は原案のとおり『許可』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(石下富士男農業委員挙手)

石下富士男農業委員

はい、石下農業委員。

私は議案第62号の2番を担当いたしました。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市佐下部地内における贈与による3条申請です。申請地は、国道121号を鬼怒川方面に向かい、栗原交差点を左折し、約1.7キロメートル進んだ奥にあります。登記簿地目は畑で現況は田です。譲受人は所有の耕作農地を適切に管理しており、夫婦二人で水稻、ジャガイモを作付けしております。なお、購入後は水稻の作付けを予定しております。なお、農地法第3条第2号の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について

吉原部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原廣康農業委員

贈与により取得する案件ですが、許可要件の全てを満たしておりますので、許可相当と考えます。ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

事務局から説明ありますか。

(鯉沼主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉 沼 慶 主 査

今回の議案の2番から4番までは全て関連する案件で、それぞれの申請人の所有する農地の中にお互いの農地が混ざっているような状態になっていたという事で、それをそれぞれ自分の名義に変更したいという事で今回3件合わせて申請がありました。以上であります。

星 一 徳 議 長

皆さん分かりましたでしょうか。そのことを踏まえまして、担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしければ考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、2番について採決を行います。番号2番については、原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下農業委員。

石下富士男農業委員

ただいま、事務局から説明がありましたように3番も関連がございます。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図・案内図につきましては2番と同様のため説明は省略させていただきます。登記簿地目は畑、現況は田です。契約内容は贈与です。譲受人は所有地、耕作農地等を適切に管理しており、一人で水稻・ジャガイモ季節の野菜などを作付けしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。なお、農地法第3条第2号の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。これも2番と同じという事でよろしいでしょうか。それでは番号3番について採決に入りたいと思います。番号3番については原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『許可』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下農業委員。

石下富士男農業委員

4番を担当いたしました。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図、案内図につきましては2番と同様のため説明は省略いたします。次に公図ですが、登記簿地目及び現況は田です。契約内容は贈与です。譲受人は所有地、耕作農地等を適切に管理しており一人で水稻を作付けしております。農

地取得後も水稻の栽培を行う予定です。先程の事務局説明のとおり、この案件は3人がそれぞれの農地の所有者を自分の名義に変更するものです。ついては、農地法第3条第2号の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

これも2番、3番と同じという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

ありがとうございます。それでは番号4番について採決に入りたいと思います。番号4番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番は原案のとおり『許可』することに決しました。

事務局、これはなぜこのようになったのか聞いていますか。

鯉 沼 慶 主 査

随分前からこのような状態であったとの話です。

星 一 徳 議 長

この辺りは田をいじったのですか。全く関係ないところの田を作っているという事は通常考えられませんが。

川 村 光 代 主 任

まだまだあります。何年か前にも窓口にご相談に来ていますがごちゃごちゃしています。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(小池毅推進委員挙手)

小 池 毅 推 進 委 員

はい、小池推進委員。

それでは5番についてご説明いたします。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市大沢地内における贈与による3条申請です。申請地は、根室地内今市青少年スポーツセンターから市道を東へ約600メートル進んだ先に申請地があります。登記簿地目及び現況ともに田です。契約内容は無償の贈与による所有権移転です。譲受人は耕作農地を適切に管理しており、家族2人で水稻及び季節の野菜を作付けしております。譲受人は今後も水稻の栽培を行う予定です。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

吉 原 廣 康 農 業 委 員

はい、吉原部会長。

贈与により取得する案件ですが、許可要件の全てを満たしておりますので、許可相当と考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

柴 田 美 代 子 農 業 委 員

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第7、議案第63号「日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について」を議題とし、担当委員の報告を求めます。

(神山順治推進委員挙手)

はい、神山推進委員。

神山順治推進委員

私は、議案第63号の1番について説明いたします。本申請は、日光市瀬尾高百地内において用途区分を農地から農業生産施設用地に変更する案件です。申請地は、小百小学校から南西約1.8キロメートルに位置します。小百小学校から高百方面へ約1.4キロメートル進み、右折しさらに250メートルほど進んだところが申請地です。登記簿地目及び現況ともに田です。周囲の状況は北側・東側は道路、南側は青地、西側は田です。現地には申出人と行政書士が立ち会いました。申請地を駐車場にするという事で杭打ちがしてありました。こちらの申請人は食用米・飼料用米・ソバを生産している専業農家ですが、現在、トラクター2台、コンバイン3台、軽トラック2台、2トントラック1台、乗用車2台を保有し、繁忙期の従業員用の車5台の駐車場を計画しています。現在借りていた場所が都合で借りられなくなったため、申請人の自宅から近い申請地を砂利敷きして駐車場とする計画です。こちらに申請人所有の農地がありますが、今回の用途区分変更が出来ましたらこちらの田と一括で農地転用の申請をする予定です。駐車場なので給排水は無く、雨水は場内砂利敷として敷地内浸透処理とします。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程よろしく願います。以上です。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下副部会長。

石下富士男農業委員

この申請は用途区分変更の案件です。変更後農業用施設用地の駐車場として利用するものであります。そのため問題無いと考えますので、ご審議の程よろしく願います。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。用途区分変更番号1番について、担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決を行います。用途区分変更番号1番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、用途区分変更番号1番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

日程第8、議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原委員。

吉原廣康農業委員

私は、議案第64号の番号1番を担当いたしました。本申請は日光市豊田地内において、店舗敷地を目的として転用する案件です。位置図ですが、日光市消防本部・今市消防署から南東へ約600メートルに位置します。国道461号線が通っておりまして、杉並木大橋を芹沼方面に向かい交差点を左折して進んだ右手が申請地です。周囲の状況は東側及び西側は道路、北側は畑、南側は青地になっています。ここを分筆してこちらに料理教室の店舗を作り周りを駐車場にするという計画で、隣は引き続き畑で野菜を作り料理教室で使うという

事です。現地には申請人と土地家屋調査士が立ち会い、杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理をいたします。以上のことから周りに及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について石下副部長から報告願います。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下副部長。

石下富士男農業委員

ただいま吉原部長が説明したとおり問題はないと思われま

星 一 徳 議 長

す。報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の委員の方からご意見等があればお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり、『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番と3番は関連がありますので、担当委員の一括報告を求めます。

(岡部正一郎推進委員挙手)

はい、岡部推進委員。

岡部正一郎推進委員

それでは番号2と番号3は関連議案になりますので併せて説明いたします。本申請は、日光市町谷地内において農地改良を目的とした申請です。申請地はかたくりの湯から北へ60メートルに位置します。かたくりの湯の手前を左折し200メートルのところが申請地です。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の状況ですが東側は山林、西側と南側は公衆道路、北側は宅地と畑です。現地には土地家屋調査士が立ち会いました。申請地は30年ほど前から陸砂利採取事業による農地復元の跡地でした。東側と西側が丘陵地でその狭間にあり南側が降雨流域の上流部で、その流末に位置する地形であるため、降雨時の大雨により冠水し、耕作表土が流出して玉石等が露出する被害により耕作できず30年余り休耕地としておりました。今回農地改良をすることにより、農地の保全と維持を目的として申請するものです。5メートルほど農耕用土砂を搬入し盛土造成を行い、法面の勾配は30度とし、崩落防止対策として芝種子吹付工を行います。雨水については周囲に築堤を設け敷地内に貯留し、地下浸透方式により処理します。公図では真ん中に公衆道路がありますが、現況では見られません。また、周辺農地への被害防除対策として、盛土造成においては隣接境界から1.5メートルの保全区間を設けるという事で、隣接地の所有者の了解を得ています。総事業費は2,000万円を超える見込みという事なので費用が掛かりすぎるのではないかと確認したところ、残土の処分料で賄えるというような話でした。改良後はソバの栽培をする予定で営農計画が提出されています。給排水はございません。雨水は敷地内浸透処理といたします。2番は大きい面積で、3番はこちら側になります。以上のことから周りに及ぼす影響は無いものと考えます。ご審議の程よろしく願います。

川 村 光 代 主 任

その土地の並びに法人が所有している山林があるのですが、そこも併せて農地改良をするので、その土地の先、赤で囲った土地の並びの道路沿いにずっと

- 星 一 徳 議 長 山林があります。
- 星 一 徳 議 長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。
- 吉原廣康農業委員 (吉原廣康農業委員挙手)
- 吉原廣康農業委員 はい、吉原部会長。
- 星 一 徳 議 長 先程の説明どおり、以前行った工事が綺麗に出来ています。環境に十分配慮し、また埋め立ての土の地質、有害物質、放射能の検査などを十分に行っているようであります。周りに及ぼす影響は無いものと考えますので許可相当と考えます。
- 星 一 徳 議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで、担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
- 高橋久美子農業委員 (高橋久美子農業委員挙手)
- 高橋久美子農業委員 以前奥の場所を工事したという事ですが、それはどれくらい前の事ですか。今もまだ作付けされていないのですか。
- 川村光代主任 工事は2年くらい前ですが現在も作付けはされていません。1年くらい置かないと盛土が落ち着かないという説明でした。
- 高橋和子農業委員 (高橋和子農業委員挙手)
- 高橋和子農業委員 はい、高橋農業委員。
- 星 一 徳 議 長 写真を見ましたが所々山になっている部分があります。間に道路があつて低いのでそこに土は流れて来ないのでしょうか。
- 星 一 徳 議 長 雨は高いところから低いところに流れるので、この道路には水路がありますので実際に大雨が降ってみないとわかりません。しかし、今回は耕作放棄地を改良して農地として管理するという事なのでありがたい話です。今後はしっかり使ってもらうよう事務局から良く確認をしてください。
- 柴田美代子農業委員 それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。
- 星 一 徳 議 長 ございません。
- 星 一 徳 議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番と3番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- 星 一 徳 議 長 (挙手全員)
- 星 一 徳 議 長 挙手全員であります。よりまして、番号2番と番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。
- 星 一 徳 議 長 日程第9、議案第65号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
- 川村光代主任 (川村光代主任挙手)
- 川村光代主任 はい、川村主任。
- 川村光代主任 総会資料20ページになります。議案第65号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。この案件は、日光市小倉地内において、鹿沼土・赤玉土採取を目的として令和元年10月28日に一時転用許可を受けた案件です。位置図です。申請地はJR日光線文挾駅の南、約2キロメートルに位置します。案内図です。JR日光線文挾駅から国道121号線例幣使街道を南へ2キロメートルほど進み、右折して東に100メートルほど進んだ右手が申請地です。こちらの写真は10月16日に事務局で撮影したものです。申請理由ですが、令和元年11月より鹿沼土採取を始め計画通りに終了いたしました。令和2年6月に土砂条例に伴う埋め立て工事の許可を得ましたが、天候不順により工事に遅れが出てしまいました。そのため、一時転用の期間を2か月延長したく、今回申請に至ったものでございます。宜しく願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告が終わりました。ここで、委員の皆さんからご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

もう変更はできないのですよね。

川 村 光 代 主 任

最大で2年の一時転用期間です。その期間内で変更は1回のみになります。

星 一 徳 議 長

そういうことです。ほかに何かご質問がございますか。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。変更申請の番号1番については、この原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、変更申請番号1番はこの原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第10、議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(小池毅推進委員挙手)

はい、小池推進委員。

小 池 毅 推 進 委 員

議案第66号の1番についてご説明いたします。本申請は、日光市小林地内において賃貸借により砂利採取を目的として一時転用する案件です。貸し人、借り人及び申請地は申請のとおりです。申請地は、塩野室地区センターから県道今市氏家線を西に1.6キロメートルほど進んだ右手が申請地です。登記簿地目及び現況共に田です。周囲の状況は、南側は水路、北側、東側及び西側は田です。申請人は砂利・砂の採取及び碎石の生産、仕入れ並びに販売を主な業とする会社です。出入り口がこちらになりますが大型ダンプが通るので水路に影響がないように設置工事をして利用するという事です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原廣康農業委員

譲渡人は賃貸借で砂利を採取する案件です。採取業者は塩野室地区で実績がある業者で、小林地区は初めてという事ですが周りに及ぼす影響は無いものと思われまますので許可相当と考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

事務局、前回、前々回の採取状況の説明をお願いします。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川 村 光 代 主 任

前回は針貝で2019年4月26日。前々回が2018年11月で塩野室町。両方とも100パーセント埋め戻しが完了しております。

星 一 徳 議 長

幾つかの業者が採取しているのでどの業者が採取したのかわからなくなってしまいますね。先程小池委員の説明にあったとおり、水路2本を跨ぎますがH溝を入れて水路に影響を及ぼさないようにするという説明でしたが、許可書を渡す際、しっかり養生をして水路に影響を及ぼさないようにという農業委員会からの意見書を文書で示して事務局から良く説明してください。そのような対応で宜しいですか。報告並びに現地調査後の部会報告が終わりましたが、ほかにご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何か

柴田美代子農業委員
星 一 徳 議 長

ございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条番号1番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、5条番号2番について担当委員の報告を求めます。

(谷野三枝推進委員挙手)

はい、谷野推進委員。

谷野三枝推進委員

議案第66号の2番についてご説明いたします。本申請は、日光市明神地内において使用貸借により一般住宅を目的とした転用案件です。申請地は落合西小学校から北東約70メートルに位置します。板橋交差点から長畑方面に約1.8キロメートル進んだ右手に申請地があります。登記簿地目は畑と宅地、現況は畑です。周囲の状況は東側と北側が畑、西側が宅地で南側は市道と雑種地です。現地には譲渡人と行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅とする計画で杭打ちがしてありました。申請人は宇都宮市のアパートに住んでいますが、子供の成長とともに手狭となり今回の申請に至りました。敷地内に75.91平方メートルの2階建て住宅と駐車スペースを設ける計画です。給排水は公共の上水道を利用します。汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、バイオクリーンにて敷地内浸透処理します。雨水は敷地内浸透処理します。総事業費は借入金で賄い、金融機関の事前審査結果が添付されております。以上の事から周りに及ぼす影響は無いものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下副部会長。

石下富士男農業委員

一般住宅を目的として転用する案件です。周りに及ぼす影響は無いものと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条の番号2番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、5条番号3番について担当委員の報告を求めます。

(岡部正一郎推進委員挙手)

はい、岡部推進委員。

岡部正一郎推進委員

議案第66号の3番についてご説明いたします。本申請は、日光市川室地内において太陽光発電敷地として転用する案件です。豊岡運動公園から東へ500メートルに位置します。豊岡運動公園から大桑バイパスに向かい、交差点を直進して突き当りを左折し400メートルほど進んだ右手に申請地がありま

す。登記簿地目及び現況は共に田です。周囲の状況ですが、北側は田、東側は残置農地、南側は畑、西側は宅地と残置農地です。土地家屋調査士が立ち会いました。敷地内に太陽光パネル272枚を設置し、周りにはフェンスを設置します。取り付け道路がありませんが、自宅の土地を利用して機材を運び込み設置するそうです。使用権30年、施設は20年の賃借との事です。以上の事から周りに及ぼす影響は無いものと考えますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原廣康農業委員

譲受人が地上権により太陽光発電設備を設置する計画ですが、近隣にも太陽光発電施設があります。周りに及ぼす影響は無いという事で許可相当と考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

これは公図が無いところがあり、特定線が入っていますが境界はどのように特定したのですか。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川 村 光 代 主 任

税務課の資料と土地家屋調査士の立会いです。

星 一 徳 議 長

土地家屋調査士が立ち会ったのなら大丈夫です。ほかに何かございますか。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条の番号3番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(神山順治推進委員挙手)

はい、神山推進委員。

神 山 順 治 推 進 委 員

議案第66号の4番について説明します。本申請は、日光市宝殿地内において売買により貸宿泊施設を目的とした転用案件です。日光宇都宮道路の日光インターチェンジ入口から東約100メートルの所に位置します。申請地は日光インターチェンジ入口から今市方面に100メートルほど進んだ右手にあります。登記簿地目及び現況ともに田です。周囲の状況は東側と西側が宅地、北側は道路、南側は青地です。現地には譲渡人が立ち会い、杭打ちがしてありました。申請人は、インターネットサービス関連始め、諸々の事業展開をしていますが、今回観光地の旧日光市内において宿泊施設建設のための用地を探していたところ、事業計画に必要となる面積、建設可能な用途地域に所在した本申請地が最適として申請するものです。敷地内に宿泊施設2棟、共用棟1棟及び駐車スペースを設ける計画です。西側はコンクリート擁壁で東側はL型擁壁にして敷地はフェンス等で囲う計画となっております。こちらは会長のドローンで上空から撮影した画像なので全体が分かると思います。給水及び排水については、公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透とします。総事業費は自己資金で賄い、信託株式会社の残高証明書が添付されております。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について

て部会長から報告願います。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下副部会長。

石下富士男農業委員

宿泊施設を目的とした転用案件です。周りに及ぼす影響は無いと思われ
ますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外
の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何
かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号4番についてはこの原案の
とおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許可』
することに決しました。

星 一 徳 議 長

それではここで、暫時休憩いたします。

沼尾洋克事務局長

ご案内いたします。それでは10分間休憩を取って午後3時55分から会議
を再開しますが、皆さんが揃いましたらその時点で始めたいと思います。

(休憩 午後3時45分 ~ 午後3時55分)

星 一 徳 議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

星 一 徳 議 長

日程第11、議案第67号「非農地証明願について」を議題といたします。
番号1番について担当委員の報告を求めます。

(神山順治推進委員挙手)

はい、神山推進委員。

神山順治推進委員

議案第67号の1番について報告いたします。本申請は、日光市中小来川地
内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ
申請のとおりです。場所は中小来川地内の小来川地区センター前の交差点から
県道を南に300メートルほど進んだ左手が願出地です。登記簿地目は畑で現
況は宅地であります。こちらは木工所として利用しています。平成7年撮影の
空中写真が添付されておりますので20年以上経過しております。こちらが県
道ですが、現地には願出人が立ち会いまして杭打ちがしてありました。こちら
がドローンで撮った写真なので良くわかると思います。願出地は願出人が高校
生の頃に木工所が建築されて以来、宅地として一体的に利用され現在に至っ
ております。25年以上が経過しています。以上の事から証明することに何ら問
題がないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果につ
いて部会長から報告願います。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下副部会長。

石下富士男農業委員

願出地は宅地として一体的に利用され現在に至っております。平成7年撮影
の空中写真が添付されており25年以上経過しております。以上の事から証明
することに何ら問題がないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願い
いたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外
の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員
星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番についてはこの原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(小池毅推進委員挙手)

はい、小池推進委員。

小池毅推進委員

議案第67号の2番について報告いたします。本申請は、日光市小林地内において宅地として利用している案件です。願出人、願出地等はそれぞれ申請のとおりです。申請地は小林地内、小林小学校から南へ約250メートルの場所に位置します。県道今市氏家線の小林小学校前小林交差点から南へ100メートルほど進んだ左手が申請地です。登記簿地目は田で現況は宅地です。現地には願出人と土地家屋調査士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は、平成元年から隣接地とともに宅地として一体的に利用され現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。以上の事から証明することに何ら問題がないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原廣康農業委員

ただいまの説明どおり、平成12年撮影の空中写真が添付されており20年以上経過しております。以上の事から証明することに何ら問題がないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員
星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番についてはこの原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、非農地証明番号3番について担当委員の報告を求めます。

(岡部正一郎推進委員挙手)

はい、岡部推進委員。

岡部正一郎推進委員

議案第67号の番号3番について説明いたします。本申請は、日光市大桑町地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。申請地は、大桑小学校から東へ約100メートルの場所

に位置します。大桑小学校から市道を北東へ100メートルほど進んだ右手が願出地です。登記簿地目は田で現況は宅地です。願出地北側所有の方が居宅を建て替えようと測量をしたところ、隣接の農地を宅地の一部として利用していた事が分かりまして今回の申請になりました。周囲の状況は、東側・西側・北側は宅地、南側は畑で、コンクリートブロックで土留めする形で下がっております。こちらの写真のように居宅の一部が壊されていましたが、平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので25年以上経過しております。以上の事から証明することに何ら問題がないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原廣康農業委員

写真のとおり居宅の一部を壊していましたが、申請地は宅地の一部として利用されています。平成7年撮影の空中写真が添付されており25年以上経過しておりますので、証明妥当と考えます。以上です。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番については、この原案のとおり、『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号4番及び番号5番について担当委員の一括報告を求めます。

(谷野三枝推進委員挙手)

はい、谷野推進委員。

谷野三枝推進委員

議案第67号の番号4番と番号5番を担当いたしました。番号4番、本申請は、日光市明神地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図と案内図については、先ほどの5条申請と同じ場所になりますので省略いたします。登記簿地目は畑と田です。周囲の状況は、東側は宅地、西側と北側は畑、南側は道路です。現地には願出人と行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は平成元年3月に今市消防団第2分団第4部の消防詰所が建築され現在に至っております。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので20年以上経過しております。以上の事から証明することに何ら問題がないと思われまます。

こちらが番号5番です。本申請は、日光市明神地内において宅地への進入路として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。登記簿地目は畑で現況は宅地への進入路です。周囲の状況は、東側と北側は畑、西側は宅地、南側は道路です。願出地は願出人の生前から宅地への進入路として利用され現在に至っております。現地には願出人と行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は願出人の生前から約61年以上宅地への進入路として利用され現在に至っております。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので20年以上経過しております。以上の事から証明することに何ら問題がないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。ただいま番号4番と5番について報告がありました。現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下副部会長。

石下富士男農業委員

ただいまの説明どおり、番号4番は宅地として31年以上経過、平成7年の空中写真が添付されております。また番号5番は宅地への進入路として61年経過、平成7年の空中写真が添付されております。以上の事から、番号4番及び5番は証明することに何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。まず、番号4番について、担い手育成部会以外の皆様からご意見等があればお受けいたします。

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田推進委員。

福田重勝推進委員

番号4番についてですが、これは役所の建物で個人では無いですよ。

星 一 徳 議 長

消防団の詰所ですね。建物は市役所で底地は願出人の所有で無償です。

沼尾洋克事務局長

市なので許可は不要です。

川村光代主任

建てたのは平成元年なので新法になっていますが、消防詰所は土地収用法に載っているため許可は不要です。最近小来川地区でもありました。

星 一 徳 議 長

これ無償ですが税金はどうなっているのでしょうか。

沼尾洋克事務局長

無償の時は減免申請すれば許可になると思います。

星 一 徳 議 長

それでは今回の転用申請費用は誰が支払うのですか。願出人ですか。

川村光代主任

土地所有者の願出人です。

星 一 徳 議 長

おかしくないですか。今回本人が非農地申請で出してくれたものでお金がかかっています。今回、息子が居宅を建てるので5条申請をするに当たり所有農地を調べたところ、非農地の部分があるから的確な形に直してくれと事務局からお願いしたわけです。土地の税金は免税で良いですが、今回のように詰所は土地収用法で許可不要ですが、農業委員会としては農地法で全て調べて、農地以外の使い方をした場合は農業委員会から指導しろという話です。それで今回発覚して非農地証明願になったという事です。役場は土地収用法なので農地転用不要ですという事で畑のまま何年も使わせてもらっているのに、息子が家を建てる事になり調べたら登記が畑なので願出人がお金を払って転用してくださいというのはおかしな話だと思います。この家にはほかに防火水槽もあります。ここに防火水槽が無ければ息子は良い形で家を建てられたはずですが。この防火水槽は何になっていますか。

川村光代主任

ここは雑種地になっています。

江連一彦農業委員

有償ならば話は分かりますが、無償の場合は行政の方で費用を持ってくれるといいですね。

星 一 徳 議 長

そうですね。そこで法律関係が交差してしまったという事です。詰所は農地法が要らないが、何か事業をする時は農地があつてはいけないので是正してくれとって費用がかかるという事です。それでは番号5番を含め、ほかにご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、番号4番と番号5番について採決いたします。まず番号4番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

次に、番号5番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。

(谷野三枝推進委員挙手)

はい、谷野推進委員。

谷野三枝推進委員

番号6番についてご説明いたします。本申請は日光市瀬川地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、栃木県今市健康福祉センターから西へ約50メートルの場所に位置します。今市健康福祉センターから市道を西へ200メートルほど進み、左折して南東へ150メートル、さらに北へ50メートルほど進んだ先が願出地です。登記簿地目は畑で現況は宅地です。周囲の状況は、東側と西側は宅地、南側は道路、北側は水路です。願出地は、昭和42年1月に居宅を建築して以来、宅地として利用され現在に至っております。平成7年の空中写真が添付されております。53年以上経過しておりますので番号6番は証明することに何ら問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下副部会長。

石下富士男農業委員

願出地は宅地として53年以上経過しており、平成7年の空中写真が添付されておりますので証明することに何ら問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号6番についてはこの原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号6番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号7番について担当委員の報告を求めます。

(齋藤薫推進委員挙手)

はい、齋藤推進委員。

齋藤薫推進委員

番号7番についてご説明いたします。本申請は、日光市今市地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、小倉町歩道橋の交差点から南西へ約100メートルの場所に位置します。小倉町歩道橋の交差点から国道119号線を西へ50メートルほど進み、左折して南東へ100メートルほど進んだ先が願出地です。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側・西側・南側は宅地、北側は道路です。現地

には願出人と行政書士が立ち会いました。願出地は昭和38年に居宅を建築して以来、宅地として利用され現在に至っております。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので57年以上経過しております。以上の事から、証明することに何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原廣康農業委員

願出地は街の中で、住宅敷地の全てが畑になっていました。平成7年の空中写真が添付されており57年以上経過しておりますので証明することに何ら問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の皆さんからご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号7番についてはこの原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号7番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第12、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島尚美副主幹。

大島尚美副主幹

議案第68号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。今月は利用権設定のみの案件です。総会資料は25ページから45ページになります。件数は32件、面積合計は185筆、327,747.21平米となります。農業委員会扱いが8件、残りが日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者（貸人）、設定を受ける者（借人）の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ただいま説明が終わりました。この件について委員の皆さんからご意見等がありましたらお受けいたします。

(福田高徳推進委員挙手)

はい、福田推進委員。

福田隆徳推進委員

27ページの番号5番ですが、これは無償ですか。

星 一 徳 議 長

無償です。この方は無償と有償が混在しているようです。契約なので金額、期限、面積、所在番地のどれかが欠けていても契約になりませんので、ほかの方法で出す方法は無いのかと話はしていますが、耕作しているのは事実で個人の事なので難しい話です。ほかにご質問はありませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第68号については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第13、議案第69号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農地利用計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島 副主幹説明)

はい、大島副主幹。

大 島 尚 美 副 主 幹

議案第69号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）について」ご説明いたします。本議案については、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議を求められています。総会資料は46ページとなります。本案件は集積計画一括方式による案件となります。件数は1件で、面積合計は1筆で4,972平米となります。設定をする者（貸人）、設定を受ける者（借人）の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

説明が終わりました。この件について何かありましたらご質問をお受けします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第69号は原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第69号は、原案のとおり『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

以上を持ちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これを持ちまして、令和2年11月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後 4 時 43 分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

11番 委 員

1番 委 員